ロシア連邦のウクライナ侵攻および核兵器使用の威嚇を強く非難する会長談話

2022年(令和4年)3月4日 茨城県弁護士会 会長 木名瀬 修一

1 本年2月24日日本時間午後、ロシア連邦は、ウクライナに対する軍事行動 を開始し、現在も多数の死傷者を出し、継続中です。

今回のロシア連邦のウクライナへの侵攻は、国連憲章前文および第2条の武力行使禁止の原則に明確に違反し、決して許されるべきものではありません。

戦争、戦闘行為によって失われるものは、バーチャルではない、現実の人間の生命、身体です。戦争は最大の人権侵害です。茨城県弁護士会は、基本的人権の擁護を使命とする弁護士として、ロシア連邦の軍事行動を強く非難します。 併せて、当会は、日本政府に対し、この問題の解決に向けた平和的手段による最大限の外交的努力を求めます。

2 また、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの侵攻前に、ロシアは最強の核大国であり、他国が介入すれば経験したことのない結果を招く旨の発言をしています。さらに、プーチン大統領は、2月27日には、軍に対し抑止力を特別戦闘態勢にするよう命じています。これらのプーチン大統領の行動は、核戦力を軍事圧力に使うものであり、あからさまな核兵器使用の威嚇にあたります。

茨城県弁護士会は、核兵器禁止条約を支持する立場から、核廃絶の世界の流 れに逆行するプーチン大統領の核による威嚇を強く非難します。

以上